

# 災害時における協力要請に関する協定書

セブンイレブン幕別町札内喫店（以下「甲」という。）及び幕別町（以下「乙」という。）は、幕別町内において災害が発生し、町民生活に多大な被害が生じた場合は、甲及び乙が相互に支援、協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

## （用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

## （協力要請）

第2条 甲及び乙は、幕別町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- 1 甲が収集した道路・河川の異常情報、若しくは被災状況等に関する乙への情報提供
- 2 乙から現地状況の問い合わせに関する情報等の協力（気象状況・交通情報等）
- 3 乙から連絡する各種災害情報の告示（交通情報、避難情報等）
- 4 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

## （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

## （防災訓練等への参加）

第4条 甲は、乙の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては、  
店長、乙については民生部町民課長とする。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証にするため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成ノク年 八月 // 日

甲

中川郡幕別町札内曉町271番地  
セブンイレブン幕別町札内曉店  
店長 浦島 勉



乙

中川郡幕別町本町130番地  
幕別町長 岡田 和夫

